

2022年10月28日

質問回答書

国立研究開発法人理化学研究所
 横浜事業所 契約担当役
 研究支援部長 富田 久行
 (公印省略)

件名：横浜地区食堂内厨房設備及び機器

番号	仕様書該当箇所	質問事項	回答
1	【厨房設備・機器 共通仕様】 4. 作業内容 ④	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出について 必要書類（種類）の確認をお願い致します。	産業 廃棄 物としては金属くずを想定している。産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写しを提出すること。
2	既存機器廃棄リスト 36、電気消毒保管庫	撤去する際に消毒保管庫横、シンクの一時取り外しが必要になることが想定されます。その際にシンク給水（バルブなし）の一時的な止水について対応可能か。また、その他給水部取り外し作業を行った場合に一時的な断水に対して対応可能か確認をお願い致します。	作業日程は事前に受託者と調整することになるが可能。
3	※確認書及びフロン定期点検表（フロン排出抑制法）	添付させて頂きました書式（別紙1）の確認書の取得対応可能でしょうか。こちらを頂くことで所有権を委託し、落札者所有物として処分する流れとなります。またフロンの点検表の写しを共有頂けますでしょうか。こちらもフロン排出抑制法で定められており、撤去する機器の管理を所有権委託することで貴社から引き継ぐことを意味しております。併せてご確認お願い致します。	フロン排出抑制法に基づく処理として、契約完了後に受託者側で手続きに必要な書類や所有権の移転のため、確認書やフロンの点検表の写し等への対応を行う。ただし、（別紙1）の2に記載する不要機器等に関しては適正に廃棄すること。
4	ガス機器全般	ガス機器接続工事に関して、搬入据付、試運転及びリーク調整までは厨房業者、既存ガス機器の配管分離は東京ガス（東京ガスライフバル）が行い、二次側ガス配管工事と新設機器の接続までは東京ガスの工事範囲でいいでしょうか。	搬入据付、試運転及びリーク調整、二次側ガス配管工事、新設機器の接続までを受託者側で行うこと。既存ガス機器の配管分離、二次側ガス配管工事、新設機器の接続等は必要に応じ、受注者にて手配すること。

年月日

〇〇〇御中

TEL

住所

会社名

氏名

印

確認書

当社（私）は、下記条件で貴社に不要厨房機器の引取を依頼します。

- 不要厨房機器に関しては、当社（私）に所有権がありますが、本件引取日をもって貴社に 所有権を無償譲渡致します。
- 不要厨房機器については、廃棄、その他いかなる処分をされても、一切の異議を申し立て致しません。

不要厨房機器	【機種】	【機番】	【台数】

以上

[●●●●使用欄]

—
—
—

営業所・係
上長 | 担当者
